

りとなる。

表 56 平成 21 年度 一般会計に係る正味財産増減計算書の要約(その 1)

(単位：千円)

科目	事務局	県民文化会館	伊那文化会館	松本文化会館	信濃美術館
【経常収益】					
基本財産運用益	100	-	-	-	-
事業収益	-	305,475	222,116	259,535	202,655
うち指定管理料	-	202,735	199,653	193,740	144,449
うち事業受託料	-	-	-	-	5,701
受取補助金等	18,813	-	-	-	3,925
雑収益	1,756	1,546	1,258	1,494	6
繰入金	126,563	-	-	-	-
うち一般会計からの繰入金収入	115,851	-	-	-	-
うち自主事業会計からの繰入金収入	1,923	-	-	-	-
うち収益事業会計からの繰入金収入	8,789	-	-	-	-
経常収益計	147,234	307,022	223,375	261,030	206,587
【経常費用】					
事業費	-	276,909	191,246	228,568	184,525
管理費	77,887	-	-	-	-
繰入金	-	30,112	32,128	32,461	22,061
うち財団管理費への繰入金支出	-	28,197	32,128	32,263	22,061
うち自主事業会計への繰入金支出	-	1,914	-	198	-
経常費用計	77,887	307,022	223,375	261,030	206,587
当期一般正味財産増減額	69,346	-	-	-	-
正味財産期末残高	220,028	-	-	-	250

(財団法人長野県文化振興事業団提出資料より作成)

表 57 平成 21 年度 一般会計に係る正味財産増減計算書の要約(その 2)

(単位：千円)

科目	飯田 創造館	埋文 センター	内部取引 消去	合計
【経常収益】				
基本財産運用益	-	-	-	100
事業収益	32,519	644,635	-	1,666,938
うち指定管理料	26,709	-	-	767,287
うち事業受託料	5,810	644,635	-	650,337

科目	飯田 創造館	埋文 センター	内部取引 消去	合計
受取補助金等	-	-	-	22,739
雑収益	261	-	-	6,324
繰入金	-	-	△115,851	10,712
うち一般会計からの繰入金収入	-	-	△115,851	-
うち自主事業会計からの繰入金収入	-	-	-	1,923
うち収益事業会計からの繰入金収入	-	-	-	8,789
経常収益計	32,781	644,635	△115,851	1,706,815
【経常費用】				
事業費	31,354	643,730	-	1,556,335
管理費	-	-	-	77,887
繰入金	1,427	905	△115,851	3,245
うち財団管理費への繰入金支出	294	905	△115,851	-
うち自主事業会計への繰入金支出	1,132	-	-	3,245
経常費用計	32,781	644,635	△115,851	1,637,468
当期一般正味財産増減額	-	-	-	69,346
正味財産期末残高	-	-	-	220,278

(財団法人長野県文化振興事業団提出資料より作成)

#### 4. 監査の結果及び意見

##### (1) 財団法人長野県文化振興事業団の実施する事業の見直しについて

##### ① 長野県出資等外郭団体改革基本方針における改革の方向性（説明）

平成 16 年度に策定された改革基本方針において、財団法人長野県文化振興事業団は、次の理由から、県の外郭団体として引き続き存続するものとされた。なお、改革基本方針は、平成 20 年 1 月に改訂されており、以下、これを基礎に議論を進めるものとする。

##### 【存続理由】

① 文化会館の職員には、舞台制作業務の専門的ノウハウが培われている。

② 美術館の職員には芸術的専門性が蓄積されている。

こうした人的資源及び公益法人の特性を引き続き生かし、県民の自立的な文化活動分野の需要に応える事業や関連の収益事業を企画展開する必要があるため。

(改革基本方針より作成)

一方で、次のような問題点を指摘し、改革の具体的な方向性を示している。特に、県の人的関与の抜本的な縮減による自立的・効率的な経営を可能とすることが主眼とされ、平成 18 年度より、県からの派遣職員を事務局員及び学芸員等に限定することとされた。

【改革方針】

県の人的関与の抜本的な縮減

【問題点及び改革の方向性】

- ① 県職員が幹部を占めていたが、自律的で効率的な経営を行うため、プロパー職員を管理職に登用して責任と創意工夫の発揮を促し、県職員派遣は学芸員等や事務局員に限定する。ただし、管理職を担う職員が育っていない状況の中で、平成 18 年度まで行われた県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じているため、管理職を担うプロパー職員の育成機関を考慮し、平成 23 年度までは県職員（管理職）を派遣する。
- ② 創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。
- ③ 埋蔵文化財センターについては、現状どおり存続することとするが、県から派遣している教員については、今後の事業量の変動を勘案しながら教育現場に復帰させ、適宜民間事業者で業務を補っていくこととする。
- ④ 歴史館と埋蔵文化財センターは、信州の歴史、文化、風土に関する調査・普及公開等を行う機関として共通する分野を有することから、相互の連携に努めるものとする。

(改革基本方針より作成)

② 改革基本方針の進捗状況に係る長野県の評価（説明）

改革基本方針は、平成 18 年度までの実行を原則とされていたことから、平成 19 年度に、長野県行政機構審議会により、その進捗状況についての検証作業が実施され、平成 19 年 11 月に「県の外郭団体のあり方について（答申）」（以下「答申」という。）として報告されている。改革の方針として掲げられていた「県の人的関与の抜本的な縮減」に関しては、平成 17 年度には 12 人いた、県からの派遣職員（埋蔵文化財センター業務を除く。）は、平成 18 年度には 1 人にまで縮減された。しかし、プロパー職員の活用が進んでいないため、県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じているとし、「管理職を担う職員の育成期間を考慮し、平成 23 年度まで県職員（管理職）を派遣」することが盛り込まれた。このため、平成 19 年度からは 2 人増員し 3 人の県職員が派遣されている。

平成 21 年度は、答申において猶予が与えられた 5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度）の中間年に当たるが、県からの派遣職員数は 3 人で変わらず、これに代替すべきプロパー職員管理職の人材育成も滞っている状況である。こ

のため、県の実施した県出資等外郭団体評価書においては、改革基本方針の進捗状況は団体の自己評価及び県の評価ともに、C評価（進捗していない部分がある）としている。

### ③ 今後の財団法人長野県文化振興事業団のあり方について（意見）

改革基本方針は、当初の策定から概ね5年が経過しているが、その主目的とした、県の人的関与の抜本的な縮減による自立的・効率的な経営の実現は未だ達成されていない。県は、財団法人長野県文化振興事業団の今後のあり方の検討や人材育成の支援を行っているとしている。しかし、財団法人長野県文化振興事業団によれば、平成8年以降のプロパー職員の採用は、退職者補充による平成21年度の2人及び平成22年度1人の採用のみであり、自立的な経営を行うための人材育成を図り得る環境下にあるとはいえない。

県としては、県の文化行政において、連携協力して事業を実施する必要不可欠な外郭団体として認識しているとのことであるが、一方で、信濃美術館を除く県民文化会館（ホクト文化ホール）等の指定管理業務は全て公募である。このため、公募による指定管理業務から生ずる収益変動リスクは避けがたく、これに対応するために、任期付雇用職員を主体とすることにより人件費を変動化することは、団体の経営上は一定の合理性を有するといえる。一方で、県の外郭団体としての存続理由である、舞台制作業務の専門的ノウハウや芸術的専門性の蓄積のためには、長期的な人材育成が必要不可欠であり、そのためには、一定程度の長期雇用職員の存在が必要となる。

上記の要件は二律背反的であるが、各事業によってその優先順位は異なるものといえる。非公募としている信濃美術館の指定管理業務は、「第5章3 信濃美術館」に述べたように、長期的な人材育成が前提であり、必要がある場合には、学芸員等について、長期的雇用の確保や外部人材の活用等も検討する余地もあると考える。一方で、公募である各文化会館や創造館の指定管理業務においては、県が関与すべき必要性は相対的に低く、雇用の長期化よりも自立的な経営を促すことに重要性があるものといえる。また、創造館は、管理主体のあり方の検討が改革基本方針において求められていたものである。今後、県は、財団法人長野県文化振興事業団が担っている事業を性質別に区分した上で、県の文化施策に照らして、その実施主体となることの適否を判断するとともに、各事業の目的を明確化し、その目的に沿った将来的な事業戦略を策定し、実行するよう指導・助言する必要がある。確かに、財団法人長野県文化振興事業団は独立した法人格を有する団体であり、その経営に係る意思決定は、第一義的には寄附行為等に基づき当該団体が行うこととなるが、県が100%出展している外郭団体であることから、今後のあり方については、県が積極的な指針若しくは方針等を示すことが望ましいものとする。

なお、将来的な事業戦略を策定する前提となる事業区分のあり方については、様々な考え方があり得るため、監査人が一義的に定めることはできないが、例えば、事業を、①公募の指定管理者として担う事業（例：各文化会館）、②非公募の指定管理者として担う事業（例：信濃美術館）、③施設のあり方を見直すべき事業（例：創造館）、④新規に開拓すべき事業等（例：長野県以外の団体の文化施設等の指定管理業務等）に区分することが考えられる。

また、今般の公益法人制度改革により、平成25年11月までに、公益財団法人として公益認定を受けるか、一般財団法人への移行認可を受ける必要がある。仮に公益認定を受けるためには、現行の寄附行為を見直し、事業をその目的（公益性）から整理した上で、具体的な指定管理業務等は、その目的を達成するための手段として位置付ける必要があるが、これについても、県の指針若しくは方針等に反するものにならないことを適宜モニタリングすることが望ましい。

別紙1 指定管理者に関する事業費一覧（管理委託からの移行分）

（単位：千円）

所管課	施設名	指定管理期間	従来制度の 管理受託者	指定管理者	指定管理料（括弧書きは利用料金控除後の管理委託料）						※指定管理料 利用料金制 併用制の別
					平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 （予算）	
森林づくり 推進課 野生鳥獣 対策室	長野県営 総合射撃場	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H24.3.31	（社）長野県猟友 会	（社）長野県 猟友会	(1,156)	0	0	0	0	0	利用料金制
計					(1,156)	0	0	0	0	0	
生活文化課	ホクト文化ホール （県民文化会館）	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（財）長野県文化 振興事業団	(208,462)	214,349	210,755	210,122	202,735	189,191	併用制
生活文化課	伊那文化会館	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（財）長野県文化 振興事業団	(212,060)	212,702	203,996	202,859	199,653	205,169	”
生活文化課	松本文化会館	H18.4.1～H21.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（株）コンベンションリ ング（株）ビジュアル サービスセンター共同 事業体	0	201,785	201,050	201,659	0	0	”
		H21.4.1～H26.3.31		（財）長野県文化 振興事業団	(221,156)	0	0	0	193,740	191,828	
生活文化課	飯田創造館	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H24.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（財）長野県文化 振興事業団	(37,288)	36,371	26,857	26,833	26,709	26,709	”
生活文化課	佐久創造館	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H24.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（株）フードサー ビスシンプ	(30,651)	32,892	31,663	31,990	31,331	31,031	”
生活文化課	信濃美術館	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	（財）長野県文化振 興事業団	（財）長野県文化 振興事業団	(153,127)	143,747	147,771	148,579	144,450	146,901	”
計					(862,744)	841,846	822,092	822,042	798,618	790,829	
障害者支援課	障害者 福祉センター	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	社会福祉法人 長野県社会福祉 事業団	社会福祉法人 長野県社会福 祉事業団	(276,715)	272,293	276,691	278,030	268,758	268,306	併用制
障害者支援課	聴覚障害者 情報センター	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	社会福祉法人 長野県聴覚障 害者協会	社会福祉法人 長野県聴覚障 害者協会	(29,367)	28,493	28,580	28,743	27,557	27,596	指定管理料
障害者支援課	西駒郷	H17.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31	社会福祉法人 長野県社会福祉 事業団	社会福祉法人 長野県社会福 祉事業団	(687,240)	751,252	549,188	327,778	291,557	256,864	併用制
計					(993,322)	1,052,038	854,459	634,551	587,872	552,766	

所管課	施設名	指定管理期間	従来制度の 管理受託者	指定管理者	指定管理料（括弧書きは利用料金控除後の管理委託料）						※指定管理料 利用料金制 併用制の別
					平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)	
計					(993, 322)	1, 052, 038	854, 459	634, 551	587, 872	552, 766	
人権・男女共 同参画課	男女共同参画セ ンター	H18. 4. 1～H21. 3. 31	(財)長野県勤労 者福祉事業団	東急コミュ ニティー共 同事業体	(55, 559)	39, 950	39, 500	38, 950	0	0	併用制
		H21. 4. 1～H24. 3. 31		(株)東急コミ ュニティー	0	0	0	0	38, 654	38, 254	
計					(55, 559)	39, 950	39, 500	38, 950	38, 654	38, 254	
地域福祉課	社会福祉総合セ ンター	H18. 4. 1～H21. 3. 31	社会福祉法人 長野県社会福祉 協議会	ビジニナル グループ	(52, 880)	48, 393	48, 850	49, 116	52, 269	43, 340	併用制
		H21. 4. 1～H23. 3. 31									
計					(52, 880)	48, 393	48, 850	49, 116	52, 269	43, 340	
都市計画課	松本平広域公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H26. 3. 31	(財)長野県公園 公社	TOY BOX	(517, 826)	418, 950	416, 221	409, 998	398, 553	394, 744	併用制
都市計画課	南信州広域公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31	J Aみなみ信州	J Aみなみ 信州	(26, 574)	29, 288	28, 409	27, 841	0	0	"
		H21. 4. 1～H24. 3. 31		(株)うるぎ ホープ	0	0	0	0	27, 500	27, 000	
都市計画課	若里公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H24. 3. 31	長野市	(社)長野シ ルバー人材 センター	(15, 975)	13, 500	13, 500	13, 500	13, 200	13, 200	指定管理料
都市計画課	駒場公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H24. 3. 31	佐久市	佐久市	(17, 268)	17, 210	17, 210	17, 210	17, 210	17, 210	併用制
都市計画課	飯田運動公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H24. 3. 31	飯田市	飯田市	(15, 786)	15, 173	15, 173	15, 173	15, 173	15, 173	"
都市計画課	風越公園	H18. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H24. 3. 31	飯田市	飯田市	(3, 413)	3, 413	3, 413	3, 413	3, 413	3, 413	指定管理料
計					(596, 842)	497, 534	493, 926	487, 135	475, 049	470, 740	

所管課	施設名	指定管理期間	従来制度の 管理受託者	指定管理者	指定管理料（括弧書きは利用料金控除後の管理委託料）						※指定管理料 利用料金制 併用制の別
					平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)	
労働雇用課	佐久勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	佐久市	佐久市	0	0	0	0	0	0	利用料金制
労働雇用課	飯田勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	飯田市	飯田市	0	0	0	0	0	0	〃
労働雇用課	松本勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	松本市	松本市	0	0	0	0	0	0	〃
労働雇用課	伊那勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	伊那市	伊那市	0	0	0	0	0	0	〃
労働雇用課	中野勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	中野市	中野市	0	0	0	0	0	0	〃
労働雇用課	木曾勤労者福祉センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	上松町	上松町	0	0	0	0	0	0	〃
労働雇用課	戸倉野外趣味活動センター	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	千曲市	千曲市	0	0	0	0	0	0	〃
計					0	0	0	0	0	0	
スポーツ課	長野運動公園野球場	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	長野市	長野市	(1,886)	0	0	0	0	0	利用料金制
スポーツ課	伊那運動公園野球場	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	伊那市	伊那市	(751)	0	0	0	0	0	〃
スポーツ課	県営上田野球場	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	上田市	上田市	(1,500)	0	0	0	0	0	〃
スポーツ課	白馬ジャンプ競技場	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H24.3.31	白馬村	白馬村	(28,721)	46,744	42,537	39,583	39,325	39,608	併用制
計					(32,858)	46,744	42,537	39,583	39,325	39,608	
合計					(2,595,361)	2,526,505	2,301,364	2,071,377	1,991,787	1,935,537	

(注1) 烏川溪谷緑地、青年の家、少年の家は、平成 22 年度より直営から指定管理者制度に移行している。

(注2) 西駒郷は平成 17 年度より指定管理者制度を導入している。

(注3) 平成 17 年度の指定管理料は、委託料から利用料金を控除した実質的な県負担額を掲載している。



## 別紙2 指定管理者に関する事業費一覧（直営からの移行分）

（単位：千円）

所管課	施設名	指定管理期間	従来制度の 管理受託者	指定管理者	指定管理料（括弧書きは管理委託料）						※指定管理料 利用料金制 併用制の別
					平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 （予算）	
都市計画課	烏川溪谷緑地	H22.4.1～H25.3.31	(直営)	(財)公園緑地管理財団	-	41,349	44,745	43,897	45,686	32,500	指定管理料
計					0	41,349	44,745	43,897	45,686	32,500	
文化財・ 生涯学習課	松川青年の家	H22.4.1～H25.3.31	(直営)	松川町	-	53,668	54,152	54,327	50,788	27,000	併用制
文化財・ 生涯学習課	須坂青年の家	H22.4.1～H25.3.31	(直営)	(株)フード サービス シンワ	-	62,376	66,569	62,143	60,048	28,300	併用制
文化財・ 生涯学習課	望月少年自然の家	H22.4.1～H25.3.31	(直営)	信州リゾ ート サービス (株)	-	66,846	61,351	60,436	51,492	29,800	併用制
文化財・ 生涯学習課	阿南少年自然の家	H22.4.1～H25.3.31	(直営)	阿南町	-	59,831	53,415	53,490	55,710	26,700	併用制
計					0	242,721	235,487	230,396	218,038	111,800	
合計					0	284,070	280,232	274,293	263,724	144,300	

(注1) 烏川溪谷緑地、青年の家、少年の家は、平成22年度より直営から指定管理者制度に移行している。

(注2) 利用料金併用制を採用している場合、指定管理料は下記の収入見込み額が控除されている。

松川青年の家（2,585千円）、須坂青年の家（5,123千円）、望月少年自然の家（2,591千円）、阿南少年の家（3,306千円）。